

諮問事項 2

岡山県環境への負荷の低減に関する
条例施行規則の一部改正について

岡 山 県

規則改正（案）

岡山県環境への負荷の低減に関する条例施行規則別表第 7（土壌汚染に係る溶出量基準）の 16 の項中「シスー 1, 2－ジクロロエチレン」を「1, 2－ジクロロエチレン」に改める。

【趣旨】

岡山県環境への負荷の低減に関する条例（平成 13 年岡山県条例第 76 号。以下「条例」という。）では、有害物質を取り扱い、又は取り扱っていた事業所（以下「有害物質取扱事業所」という。）を設置している者は、その敷地内において、基準を超える土壌又は地下水の汚染を発見したときは、速やかにその旨及び応急措置の内容を知事に届け出なければならないとされている。

条例における土壌汚染に係る溶出量基準については、土壌汚染対策法（以下「法」という。）に定める基準と同一の基準としているが、このたび国が法の基準を改正する予定であることから、これに合わせて条例の基準を改正するものである。

【参考】

1 法の基準（土壌汚染対策法施行規則）の一部改正の概要

(1) 改正日 平成 31 年 1 月（予定）（施行日：平成 31 年 4 月 1 日）

(2) 改正の内容

法に規定する土壌溶出量基準について、「シスー 1, 2－ジクロロエチレン」からシス体とトランス体の和とした「1, 2－ジクロロエチレン」に見直す。

(3) 改正の経緯

平成 21 年 11 月に地下水の水質汚濁に係る環境基準が「シスー 1, 2－ジクロロエチレン」からシス体とトランス体の和とした「1, 2－ジクロロエチレン」に見直された。

また、トランス体による土壌汚染が確認されていることから、法に基づく有害物質として「シスー 1, 2－ジクロロエチレン」からシス体とトランス体の和とした「1, 2－ジクロロエチレン」に見直すこととする土壌汚染対策法施行規則の一部改正が行われる予定である。

2 条例の基準等

(1) 有害物質

カドミウムその他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として規則で定める物質（28 物質）

(2) 土壌汚染に係る溶出量基準

条例第 65 条では、「有害物質取扱事業所を設置している者は、その敷地内において基準を超える土壌又は地下水の汚染を発見したときは、速やかにその旨及び応急措置の内容を知事に届け出なければならない。」とされているが、当該基準のうち、土壌中の有害物質が溶出した地下水等を飲用することにより、有害物質が体内に摂取されることを防止するために設定されたものである。

岡山県環境への負荷の低減に関する条例（平成 13 年岡山県条例第 76 号）

（有害物質等による土壌及び地下水の汚染の発見時の届出等）

第 65 条 有害物質を取り扱い、又は取り扱っていた事業所（規則で定める事業所を除く。以下「有害物質取扱事業所」という。）を設置している者は、当該有害物質取扱事業所の敷地内において、規則で定める基準を超える有害物質等による土壌又は地下水の汚染を発見したときは、速やかに、その旨及び当該汚染について講じた応急の措置の内容を知事に届け出なければならない。

2 略

岡山県環境への負荷の低減に関する条例施行規則（平成 14 年岡山県規則第 40 号）

（土壌汚染及び地下水汚染に係る基準）

第 41 条 条例第 65 条第 1 項の規則で定める基準は、土壌にあつては別表第 7 及び別表第 8 の中欄に掲げる有害物質の種類ごとに同表の下欄に定める基準値とし、地下水にあつては別表第 9 の中欄に掲げる有害物質の種類ごとに同表の下欄に定める基準値とする。ただし、当該基準は、次に掲げる土壌又は地下水については、適用しない。

一～四 略

岡山県環境への負荷の低減に関する条例施行規則別表第7(第41条関係)

土壤汚染に係る溶出量基準

	有害物質の種類	基準値
1	カドミウム及びその化合物	検液1リットルにつきカドミウム0.01ミリグラム
2	シアン化合物	検液中に検出されないこと。
3	有機りん化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。)	検液中に検出されないこと。
4	鉛及びその化合物	検液1リットルにつき鉛0.01ミリグラム
5	六価クロム化合物	検液1リットルにつき六価クロム0.05ミリグラム
6	ひ素及びその化合物	検液1リットルにつきひ素0.01ミリグラム
7	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	検液1リットルにつき水銀0.0005ミリグラム
8	アルキル水銀化合物	検液中に検出されないこと。
9	ポリ塩化ビフェニル(別名PCB)	検液中に検出されないこと。
10	トリクロロエチレン	検液1リットルにつき0.03ミリグラム
11	テトラクロロエチレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム
12	ジクロロメタン	検液1リットルにつき0.02ミリグラム
13	四塩化炭素	検液1リットルにつき0.002ミリグラム
14	1,2-ジクロロエタン	検液1リットルにつき0.004ミリグラム
15	1,1-ジクロロエチレン(別名塩化ビニリデン)	検液1リットルにつき0.1ミリグラム
16	シス-1,2-ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.04ミリグラム
17	1,1,1-トリクロロエタン	検液1リットルにつき1ミリグラム
18	1,1,2-トリクロロエタン	検液1リットルにつき0.006ミリグラム
19	1,3-ジクロロプロペン(別名D-D)	検液1リットルにつき0.002ミリグラム
20	テトラメチルチウラムジスルフィド(別名チウラム又はチラム)	検液1リットルにつき0.006ミリグラム
21	2-クロロ-4,6-ビス(エチルアミノ)-1,3,5-トリアジン(別名シマジン又はCAT)	検液1リットルにつき0.003ミリグラム
22	N,N-ジエチルチオカルバミン酸S-4-クロロベンジル(別名チオベンカルブ又はベンチオカーブ)	検液1リットルにつき0.02ミリグラム
23	ベンゼン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム
24	セレン及びその化合物	検液1リットルにつきセレン0.01ミリグラム
25	ほう素及びその化合物	検液1リットルにつきほう素1ミリグラム
26	ふっ素及びその化合物	検液1リットルにつきふっ素0.8ミリグラム
27	クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液1リットルにつき0.002ミリグラム

備考 この表に掲げる基準値は、平成15年環境省告示第18号(土壤溶出量調査に係る測定方法を定める件)に定める方法により測定を行った場合における測定結果によるものとする。この場合において、「検出されないこと。」とは、同告示に定める方法により測定した結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

岡山県環境への負荷の低減に関する条例施行規則新旧対照表

		新	
備考 略	十七～二十七略	十六 一・二―ジクロロエチレン	有害物質の種類
		略	基準値
		一～十五略	
			別表第七（第四十一条関係） 土壌汚染に係る溶出量基準
		旧	
備考 略	十七～二十七略	十六 シス― レン 一・二―ジクロロエチ	有害物質の種類
		略	基準値
		一～十五略	
			別表第七（第四十一条関係） 土壌汚染に係る溶出量基準